

暴露甲板前方部分に設置される通風筒及び空気管の強度要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編, CS 編及び D 編

改正事項

暴露甲板前方部分に設置される通風筒及び空気管の強度要件に関する事項

改正理由

暴露甲板前方部分に設置される艀装品の強度要件を定めた IACS 統一規則 S27 において, 暴露甲板前方部分に設置される通風筒及び空気管の強度要件が規定されており, 本会規則にも取入れられている。

当該強度要件では, 通風筒及び空気管の設計荷重を算定する際に用いる青波の速度を計画最大満載喫水線から通風筒及び空気管を設置する暴露甲板までの垂直距離に関わらず一定としているため, 例えば, 自動車運搬船やロールオンロールオフ船のように当該垂直距離が大きく青波荷重を受けにくい船舶であっても, その他の船舶と同一の青波荷重を考慮する必要があった。

そのため, IACS では当該垂直距離の大きい船舶に対しても合理的な要件となるよう, これまで一定であった青波の速度の見直しを行い, 2013 年 6 月に IACS 統一規則 S27(Rev.6)として採択した。

今般, IACS 統一規則 S27(Rev.6)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

通風筒及び空気管の設計荷重を算定する際に用いる青波の速度について, 計画最大満載喫水線から通風筒及び空気管を設置する暴露甲板までの垂直距離の大きさを考慮したものに改めた。